

下記に該当する理由があり修業年限が超過している場合は、【様式8】の「修業年限超過理由申立書」に記入し、提出してください。

【免除申請理由として認められる場合】

- ・ 長期療養のため休学した場合
- ・ 休学期間に満たない期間の病気（外傷を含む）のために単位修得ができなかった場合
- ・ 単位修得試験の当日の病気により単位修得ができなかった場合
- ・ 留学のため単位修得ができなかった場合
- ・ 研究テーマ、研究方法等、本人の側の事情によらない理由で留年又は修業年限を超えた場合
- ・ 出産、育児のため休学した場合
- ・ 国等の要請に応じ、休学して公共的な事業に参加した場合（青年海外協力隊への参加、外国人の兵役など）
- ・ 学資負担者不在や被保護世帯のため、学業と平行して学資獲得のためのアルバイト又は常勤の業に就いた場合
- ・ 本人が身体障害のため学業を継続する上で困難である場合
- ・ 学長がこれらの事例と同等以上の事情があると認めた場合

【免除申請理由として認められない場合】

- ・ 法令等に違反した行為が原因の病気（外傷を含む）のため、留年又は修業年限を超過している場合
- ・ 観光旅行のように留学と認められない場合
- ・ 留学期間が概ね半年未満の場合
- ・ 研究論文未完成が本人の側の事情による場合
- ・ 国家試験（医師国家試験、公務員試験等）受験のため留年又は修業年限を超過している場合
- ・ 就職待機のため留年又は修業年限を超過している場合
- ・ 大学院受験のため留年又は修業年限を超過している場合
- ・ 転学、転部等のため留年又は修業年限を超過している場合
- ・ その他自己都合による留年又は修業年限を超過している場合

※留年または修業年限超過の期間は、原則として**1年間**となります。
ただし、やむを得ない事情があると**特に**認められた場合には1年を超えることができます。